

公益社団法人香芝市シルバー人材センター 令和3年度事業計画書

1 基本方針

世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、未だ収束が見通せない状況にあります。新型コロナウイルス感染症の不安が続く状況、いわゆるウィズコロナの状況下において、感染拡大防止のためのさまざまな対策を講じながら、高齢者の社会参加や生きがいの充実、福祉の増進を積極的に推進してまいります。

本年度も高齢者の雇用・就業ニーズが多様化する社会環境の中で、公共事業はもとより、民間企業、一般家庭からの就業機会の開拓や会員増強に向けた諸施策の実施、広報活動に取り組み、シルバー事業の理念である「自主・自立・共働・共助」を基本とし、活力ある地域社会づくりに貢献する事業を展開します。

安全就業においては、「安全はすべてに優先する」を会員の共通認識としてとらえ、安全委員会を中心に組織をあげて事故ゼロを最大目標とし、魅力あるシルバー人材センターの確立を目指して、次の施策を推進して参ります。

2 具体的な施策

(1) 会員の拡充と資質の向上

- ①市広報紙によるPRのほか、会員の口コミにより新規会員の勧誘を展開し会員の拡充を図ります。
- ②経験豊富な会員の確保を図るため、年間を通じて毎月2回入会説明会を実施します。
- ③行政機関をはじめ社会福祉協議会などと情報を共有し、会員拡大に努めます。
- ④接遇・マナー講習会を実施し、顧客に対する会員の接遇能力の向上に努めます。
- ⑤派遣会員に対して教育訓練等を実施し、更なる能力や知識の向上に努めます。
- ⑥ハローワーク大和高田と連携強化に努め、企業説明会を実施し、会員拡大に努めます。

(2) 就業機会の確保・拡充

- ①行政機関や各種団体等から幅広く情報を収集し、受注機会の開拓・確保に努めます。
- ②高齢者にふさわしい仕事の開拓・提供を目的として、企業、家庭、公共団体等を訪問し就業機会の開拓を積極的に行います。
- ③新総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業 訪問家事支援サービス）において、要支援1・2の認定者や事業対象者を対象に、シルバー人材センターで対応可能な掃除などの生活支援分野で市と連携し、事業の拡大に取り組みます。

(3) 仕事の分かち合いと就業率の向上

- ①未就業会員の状況を改善するため、幅広い就業場所の開拓及び拡大に努めるとともに、シフト就業の推進やワークシェアリングに取り組みます。
- ②会員の年間就業率（請負・委任・派遣）80%以上を目指します。

(4) 安全就業と適正就業の推進

- ①安全委員会を開催し、会員の安全管理における具体的な対策及び発生事故の分析並びに再発防止策を講じます。事故発生率の高い植木の剪定や草刈りなどの屋外作業を中心に、安全就業パトロールを実施し、事故「ゼロ」を目指します。
- ②公益法人として健全で透明性の高い法人運営と法令・定款の遵守に努めます。

(5) 技能講習会の実施

- ①知識・技能の向上を図るため、「襖・障子張り技能講習会」、「毛筆筆耕講習会」、「草刈機操作講習会」、「植木の手入れ講習会」等の技能講習会を実施します。
- ②技能職種会員による後継者の育成を図ります。

(6) センター事業の普及啓発と会員の増強

- ①市民に対してセンター事業の周知を図るため当センターのホームページの活用、またPR文を掲載した窓口用封筒の提供、啓発用チラシや啓発用ポケットティッシュの配布など、センター事業への理解と協力を得て、就業機会の確保に努めます。
- ②女性会員の拡充を図るため女性会員の入会に向けた効果的なPR活動の推進に努めます。

(7) 地域貢献・ボランティア活動の推進

- ①市主催のイベント事業『香芝ふれあいフェスタ』や、奈良県シルバー人材センター協議会主催のイベント事業『シルバーフェスタ』等に参加し、センターのPRを図るとともに、地域や関係機関等との連携に努めます。
- ②社会参加活動及びシルバーの普及啓発として、市内の美化を目的とした奉仕活動を実施します。

(8) 労働者派遣事業の取組強化

従来の請負・委任形式になじまない高齢者の多様な就業形態に対応するとともに、適正就業の実現を目的とした労働者派遣事業に取り組めます。

(9) 安定した財政運営と運営基盤の強化

- ①センター事業の運営では、財政面での安定が重要な課題となっていますが、公益法人はその公益性ゆえに制約も多くあります。自主・自立的な業務運営を図るためには、事務費率の見直しや指定管理者制度の活用、派遣事業の積極的な拡大などにより安定した財政運営に努めます。
- ②公益法人経営の基本である「収支相償」を遵守し、健全な法人運営に努めます。また、センター事業の効率化を積極的に進めるとともに、会員や発注者へのサービスの向上に努め運営基盤の強化を図ります。
- ③補助金等の支援、事業発注並びに収支の変動に左右されない安定的な運営に資するため特定費用準備資金の積立を行います。

(10) 事務所の整備

- ①事務所施設の老朽化を踏まえ、計画的な維持管理を実施するため、限られた財政状況の中で施設の長寿命化を図るとともに、老朽化の度合いに応じて修繕を進めます。
- ②中長期的な計画修繕に使うために準備する特定費用準備資金の積立を行います。